

重点目標5 職員の専門性の向上と事務局体制の強化

県社協は、地域福祉の中核的な推進組織として市町村社協の支援や法人・施設への指導・助言、地域福祉権利擁護事業などの専門性を要する事業を多数実施しています。このため、専門職（スーパーバイザー※等）を養成し、職員の専門性の向上を図るとともに、地域福祉分野におけるヘッドクォーター※の役割が果たせるようスタッフの充実を図る環境整備に向けた取組みを行います。

- 【重点テーマ】 ⑩ 県社協職員の専門性の向上
⑪ 事務局体制の強化

【現状と課題】

- 県社協は自主財源が脆弱であり、財源的に不安定であるため、正規職員の雇用が難しく、非正規職員比率が高い状態が続いています。
- 今後は、職員の正規化を進め、正規職員を中心とした組織体制を構築し、専門集団としての職員育成を図っていくことが必要です。
- 研修体系は整備しているものの、階層的な研修体系とはなっておらず、個別の職員育成計画に基づく研修体系の確立が求められます。
- 法的・制度的位置付けから県社協が本来担うべき事業を「基幹事業」として位置付け、地域福祉事業を重点的に取組むこととしており、そのための専門職（スーパーバイザー※等）の育成が当面する緊急の課題となっています。

【今後の方向性】

- 研修体系の確立と専門職（スーパーバイザー※等）の育成に向けて、研修体系を確立することにより、新任・中堅・管理的職員など段階を踏んだ職員の研修カリキュラム体系を確立します。
特に、地域福祉分野での専門性を高めるため、2012（平成24）年度に設置された指導的スーパーバイザー※による専門職の育成を図ります。
- 社会福祉士等の福祉の専門資格の取得を推奨し、段階的かつ計画的に職員の専門性の強化を図ります。
- 地域での支え合い体制を構築していくため、地域福祉にシフトした事務局体制を構築します。

推進戦略

1 県社協職員の専門性の向上

県社協職員は、市町村社協が進めるコミュニティソーシャルワーク※を一体的に推進するためのスーパーバイザー※や施設を経営する社会福祉法人等の経営指導、さらには社会福祉施設等のサービス評価を行う評価調査員等の専門性が期待されています。

こうした専門性を高めていくために、総合的・体系的な研修体系の整備と福祉専門資格の計画的取得に向けた取組みを行います。

(1) 研修体系の確立

① 総合的な研修体系の確立を目指します。

県社協がミッションの実現に向けて、その役割・使命を果たすためには、職員の資質向上は不可欠であり、総合的に研修体系を確立することで組織の活性化と基盤強化を図ります。

② 福祉職員としての段階に応じた「階層別研修体系」を確立します。

県社協職員を新任職員、中堅職員、管理職員の3階層に分け、それぞれの職階に応じた福祉職員に共通する基礎的な知識・技術及び組織活動を円滑かつ効果的に進めるための知識・技術(組織性)を身につける研修体系を確立します。

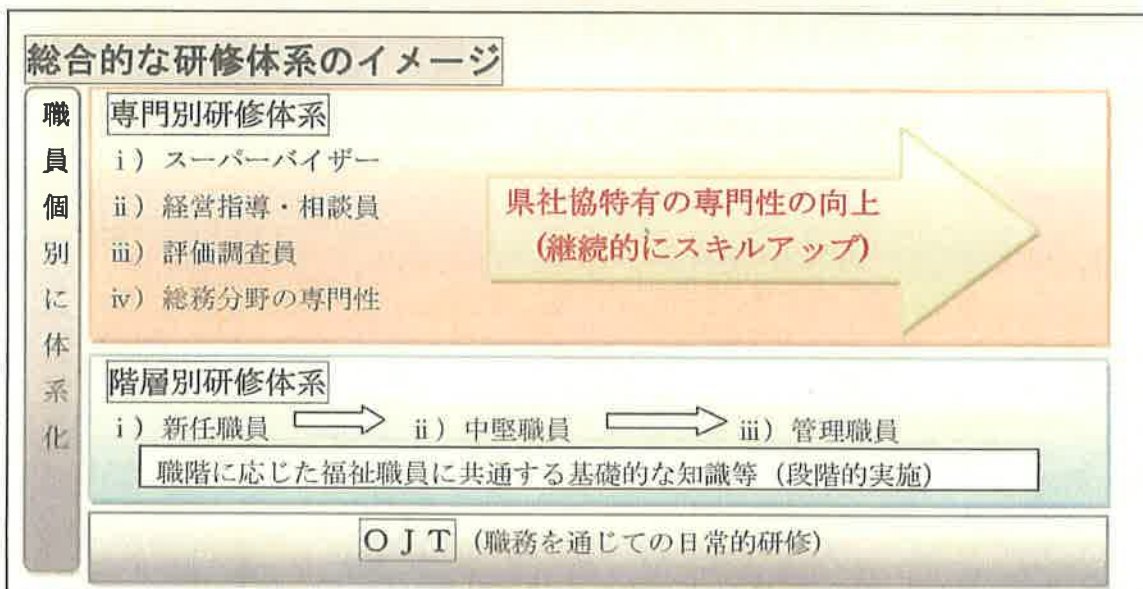
③ 県社協特有の専門性を確保するため、「専門別研修体系」を確立します。

県社協職員は、鳥取県の福祉分野における指導的役割や専門的技量を要する職務にあたることから、その役割を発揮できるよう以下の研修を体系的に構築します。

- i) スーパーバイザー※ . . . 県内の地域福祉を推進するために必要な知識・技術の習得 ((2) に記載)
- ii) 経営指導・相談員 県内社会福祉法人・施設への経営支援に必要な知識・技術の習得
- iii) 評価調査員 福祉サービス評価調査に必要な知識・技術の習得
- iv) 総務分野の専門性 会計・労務管理等

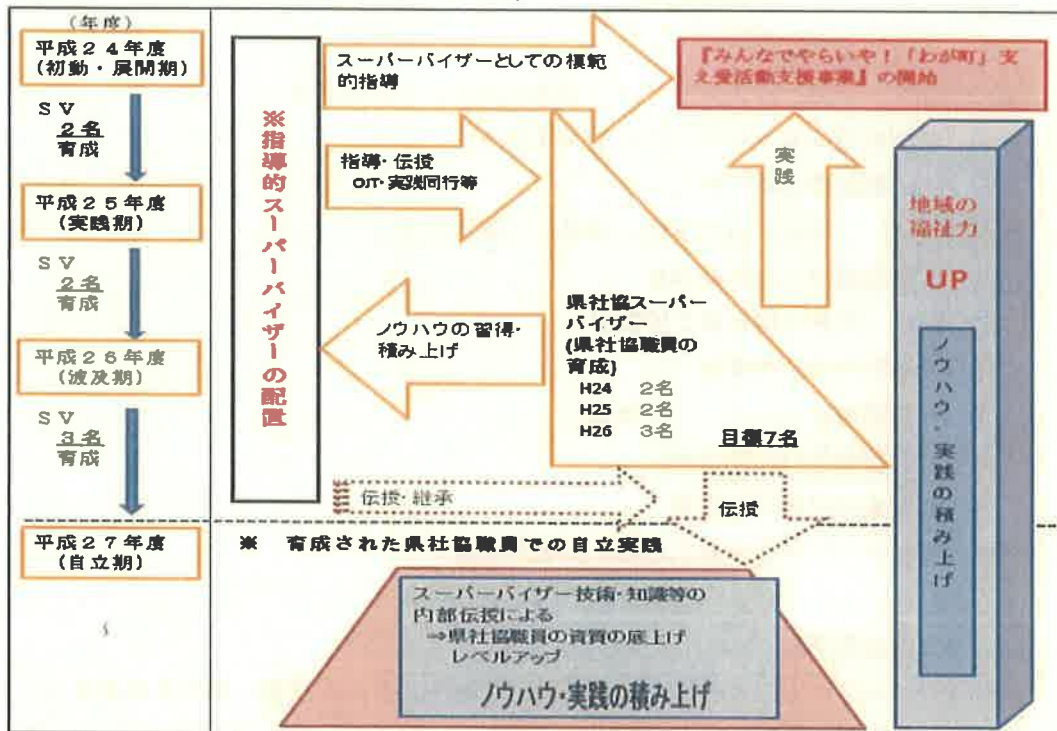
④ OJT (職務を通じての研修)

事務局内で管理的立場にある「副部長」及び「主幹」等を職場の中での基本指導者として位置付け、所管する部及び担当職員の日常的職業トレーニングを行います。



- 2012（平成 24）年度から3年間、指導的スーパーバイザー※（SSV）を配属し、SSVにより県社協スーパーバイザー※の段階的な育成を図ります。そして、知識の習得やノウハウ・実践の積み上げを通じて、市町村社協支援体制を強化し、地域の福祉力向上に向けて取り組めます。

県社協スーパーバイザーの育成計画(ロードマップ)



2 資格取得等の計画的推進

資格取得等の計画を策定し、県社協職員の資格取得を推奨します。

推奨する専門資格

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、その他(介護支援専門員、介護福祉士)
- ② 福祉・保健サービス評価調査者

3 地域福祉にシフトした事務局組織体制の整備

「鳥取流安心生活総合支援ネットワーク形成事業」等の地域福祉推進事業を重点的に行うため、段階的に地域福祉にシフトした事務局体制を整備します。そして、それが推進できるよう事務局組織体制を整備し、市町村社協と一体的に支え合いの仕組みづくりを推進します。

- 「基幹事業」の重点実施

法的・制度的位置付けから県社協が本来担うべき11事業を「基幹事業」として位置付け、重点目標の中に盛り込むとともに、県社協が推進戦略を実現できる職員組織を目指し、事務局体制を整備します。

併せて、時代のニーズ等に応じて設定される「フレキシブル事業」についても、効果的な事業展開を図るべく人材の育成を行います。

【重点目標と基幹事業（11事業）との関係】

重点目標1 「新たな地域福祉の展開」の該当事業

- ① 県社協運営費助成事業等

重点目標2 「福祉教育・ボランティア活動の推進」の該当事業

- ② ボランティア活動振興事業
- ③ 福祉教育推進事業

重点目標3 「セーフティネット機能の強化」の該当事業

- ④ 権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ⑤ 生活福祉資金貸付事業

重点目標4 「福祉人材の養成・確保」の該当事業

- ⑥ 介護支援専門員研修事業
- ⑦ 福祉・介護人材定着支援事業
- ⑧ 介護専門職研修事業
- ⑨ 介護従事者レベルアップ事業

その他の該当事業（法的事業）

- ⑩ 福祉施設経営指導事業
- ⑪ 福祉サービス運営適正化委員会運営事業

【フレキシブル事業】

時代のニーズに応じて設定された事業、終期設定がある事業、単年度事業をフレキシブル事業として位置付ける。